2021 年 4 月 1 日
Ver. 4 . 0

【新型コロナウイルス感染症対応マニュアル】

山梨英和大学

このマニュアルは、学生・教職員が、新型コロナウイルスに感染した疑いがある場合、感染していると診断された場合、感染者との濃厚接触があったと特定された場合、同居家族内に感染者との濃厚接触があったと特定された者がいた場合、同居家族が PCR 検査を受けた場合、各々についての対応を示したものです。
症状や診断が出た場合は、以下のとおり必ず大学へ報告してください。

1． 自身に感染を疑わせる症状が出た場合

1.1 発症初日 発熱、咳など何らかの症状がある時（無症状でも）

《対応》

- 登校・出勤はしない。
- 学生は山梨英和大学　学長室または保健室へ、教員は学長室または保健室へ、職員は所属部署の長を経て学長室へ、以下の①～④についてメールにて報告すること（**様式 1** を添付)。メールでの連絡が難しい場合は、電話連絡でも可。

① 発症までの症状の経過に関する情報：いつ頃からどんな症状があったか？熱がいつからどの程度まで上がったか含めた経過等 ② 同居する家族に関する情報：同居家族の症状の状況等（新型コロナウイルス感染者の有無を含む） ③ 発症 2 日前までの行動に関する情報（職場・会合等への出席状況） ④ 新型コロナウイルス感染者との接触に関する情報：感染者への接触歴の有無・国内外の旅行歴等

- 発熱を含め局所あるいは全身症状に何らかの症状が認められる場合は、かかりつけ医などの最寄りの医療機関に電話、指示に従う。
- 以降、毎日 2 回（朝・夕）に検温を行い、体温や症状等を記録（様式 5 ）する。
  記録の期間は症状が認められてから 2 週間とする。
  様式 5 は必要に応じ提出を求めることがあるので保管しておく。

1.2 発症翌日以降

（1） 発熱・咳・全身倦怠感等の症状等含め、各種薬剤を内服しない状態で、体調が完全に回復した時

《対応》

- 医師の判断により、出勤・登校は可能。ただし、通勤・就業中もマスク着用し、手洗い、咳エチケットを励行する。
- インフルエンザ等を含めた感染症に罹患した場合は、その感染症が治癒あるいは出勤可能と判断されてから、出勤・登校を可とする。
- 学長室等からの指示がある場合はその指示に従う。

(2)　症状が続いている、あるいは悪化している時

《対応》

- 発症初日と同様に、経過報告をする。
- 強い倦怠感や息苦しさ（呼吸困難）がある時、あるいは、高齢者や糖尿病・心不全・呼吸器疾患の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方、妊婦の方等は、かかりつけ医などの最寄りの医療機関に電話で相談する。
- 基礎疾患がある場合は、電話で主治医への相談も考慮する。
- かかりつけ医などの最寄りの医療機関に電話、指示に従う。
- 学生は学長室または保健室へ、教員は学長室または保健室へ、職員は所属部署の長を経て学長室へ、メールにて報告する。メールでの連絡が難しい場合は、電話連絡でも可。
- 上記において医療機関を受診する際には、マスクを着用するほか、手洗いや咳エチケットの徹底をし、他者への感染を避けるための努力を欠かさないこと。
- 感染が疑われる場合は、学長室は当人に対して、登校・出勤の自粛を求めることができる。また、当人の発症数日前から接触のあった者に対して、登校・出勤の自粛を求めることができる。

2．自身が感染者であると診断された場合

- 自身が新型コロナウイルスに感染していると診断された際には、主治医の許可が出るまでは、学生は学校保健安全法第 19 条に基づき出席停止、教職員は本学就業規則第 24 条に基づき就業禁止とする（特別休暇）。また、診断が確定に至らず経過観察を指示された場合も、同様に出席・出勤はしない。
- 至急、学生は学長室または保健室へ、教員は学長室または保健室へ、職員は学長室へ、メールあるいは電話にて報告すること。可能ならば**様式 2** を添付すること。
- 報告を受けた者は、次の情報を収集の上、学長室に報告する。

① 発症 2 週間前までの行動の把握 ② 感染者との接触状況の把握 ③ 発症してからの学内の動線の把握

- 学長室は、保健所と対応を協議するとともに、必要に応じて消毒を行う。
- 学長室は、文部科学省に報告するとともに、ＨＰ及びプレスリリースにて公表する。

3．自身が感染者と濃厚接触していると特定された場合

- 自身が感染者の濃厚接触者(*1)として特定された際には、感染者と最後に濃厚接触した日から 起算して 2 週間は、学生は学校保健安全法第 19 条に基づき出席停止、教職員は本学就業規則第 24 条に基づき就業禁止とする（特別休暇または在宅勤務)。
- 学生は学長室または保健室へ、教員は学長室または保健室へ、職員は学長室へ、メールにて報告すること（**様式 3** を添付)。メールでの連絡が難しい場合は、電話連絡でも可。
- 報告を受けた者は学長室に報告し、学長室は保健所に連絡し対応を協議する。
- この経過で症状がある場合には、上記の「１．感染を疑わせる症状が出た場合」に沿っ

て対応する。不要不急の外出はしない。

- 自身の感染が判明した場合、上記の「２．本人が新型コロナウイルス感染症と診断された場合」 に沿って対応する。

*1 「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）(*2)の発症日の 2 日前から接触した者」のうち、次の範囲に該当する者 「患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触があった者」・「手で触れることまたは対面で会話することが可能な距離（約１ｍ）で必要な感染予防策なしで接触があった者（患者の症状やマスクの使用状況などから患者の感染性を総合的に判断する)」とされている。

*2 「患者（確定例)」とは、「臨床症状などから新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ検査により新型コロナウイルス感染症と診断された者)」である。

４． 同居家族が感染者と濃厚接触していると特定された場合

- 同居家族が感染者と濃厚接触している者として特定された際には、保健所による同居家族の安全が確定するまで自宅待機とする。ただし、濃厚接触者の感染が判明した日から遡って 2 週間以内に接触がない場合は除く。
- 学生は学長室または保健室へ、教員は学長室または保健室へ、職員は学長室へ、メールにて報告すること（**様式４** を添付)。
  メールでの連絡が難しい場合は、電話連絡でも可。
- 報告を受けた者は学長室に報告する。
- 同居家族の感染が判明した場合、上記の「３．感染症の濃厚接触者として特定された場合」に沿 って対応する。不要不急の外出はしない。
- 学長室の指示がある場合はその指示に従う。

５． 同居家族が PCR 検査等を受けた場合

- 同居家族が PCR 検査等（新型コロナウイルス感染症に関わる検査）を受けた際は、同居家族の安全が確定するまで自宅待機とする。ただし、2 週間以内に接触がない場合は除く。
- 学長室の指示がある場合はその指示に従う。

参考

発熱等の症状がある場合

・かかりつけ医がいる場合　→　かかりつけ医等最寄りの医療機関に電話をして相談

・かかりつけ医がいない場合　→　山梨県新型コロナウイルス感染症受診・相談センターに相談

055-223-8896（24 時間対応）

不安に思う方

山梨県新型コロナウイルス感染症受診・相談センターに相談　055-223-8896（24 時間対応）

相談体制（2020 年 11 月 1 日より）についての詳細は以下をご覧ください

https://www.pref.yamanashi.jp/koucho/coronavirus/documents/new.pdf